

## 福岡市NPO・ボランティア交流センター評価委員会傍聴要綱

### (傍聴の手続)

第1条 福岡市NPO・ボランティア交流センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を傍聴しようとする者は、開催の10分前までに、整理番号票（別記様式）の交付を受け、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

### (入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

### (傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

### (撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

### (退場)

第5条 傍聴人は、委員長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

### (その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成19年 2月14日から施行する。

この要綱は、平成22年12月22日から施行する。

(様式) 整理番号票

福岡市NPO・ボランティア交流センター  
評価委員会傍聴整理番号票

○平成 年 月 日開催

No. \_\_\_\_\_

傍聴者は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の求めに応じて提示してください。